

徳島県医療・社会福祉施設等 電気料金等高騰対策事業支援金 に関するお知らせ



支援金申請の受付を開始いたします。

徳島県内の医療・社会福祉施設等の皆様向け

徳島県は、電気料金等の高騰の影響を受ける県内の医療・社会福祉施設等を支援するため、事業継続への負担を軽減することを目的として、医療・社会福祉施設等に予算の範囲内で支援金を交付します。



交付対象事業者 および 支援金交付一覧

■高齢者福祉施設

1 支給対象となる事業所及び施設のサービス種別(※1)		2 支給額 (単位:万円、1事業所、施設当たり)
入所系施設① ※2	○介護老人福祉施設(地域密着型介護老人福祉施設を含む)※3	定員50人未満 46 /施設
	○介護老人保健施設 ○介護医療院 ○軽費老人ホーム ○養護老人ホーム	定員50人~100人未満 86 /施設
		定員100人以上 122 /施設
高年齢者福祉施設②	○短期入所生活介護事業所(単独型)	- /施設
	○認知症対応型共同生活介護事業所 ○有料老人ホーム ○サービス付き高齢者向け住宅	- 56 /施設
通所系施設	○通所介護事業所 ○地域密着型通所介護事業所 ○療養通所介護事業所 ○認知症対応型通所介護事業所 ○通所リハビリテーション事業所 ○小規模多機能型居宅介護事業所 ○看護小規模多機能型居宅介護事業所	- 27 /事業所
	○訪問介護事業所 ○訪問入浴介護事業所 ○訪問看護事業所 ○訪問リハビリテーション事業所 ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ○夜間対応型訪問介護事業所 ○居宅介護支援事業所 ○福祉用具貸与事業所	- 10 /事業所

■医療機関等

1 支給対象となる事業所及び施設のサービス種別(※1)		2 支給額 (単位:万円、1事業所、施設当たり)	
		食料料費高騰対策	電気料金等物価高騰対策
医療機関等	病院	病床50床未満	90 /施設
		病床50床~100床未満	130 /施設
		病床100床~150床未満	160 /施設
		病床150床~200床未満	200 /施設
		病床200床~250床未満	230 /施設
		病床250床~300床未満	270 /施設
		病床300床以上	300 /施設
診療所等	有床診療所	56 /施設	
	無床診療所	14 /施設	
	歯科診療所	14 /施設	
助産所		3.5 /施設	
歯科技工所		2 /施設	
施術所	あはき	2 /施設	
	柔道整復	2 /施設	
薬局		1.5 /施設	

■障がい福祉施設

1 支給対象となる事業所及び施設のサービス種別(※1)		2 支給額 (単位:万円、1事業所、施設当たり)
入所系施設① ※2	○施設入所支援 ○福祉型障がい児入所施設	定員50人未満 73 /施設
		定員50人~100人未満 143 /施設
		定員100人以上 218 /施設
障がい福祉施設②	○短期入所	- /事業所
	○共同生活援助 ○宿泊型自立訓練	- 30 /事業所
		- 30 /事業所
通所系施設	○生活介護 ○就労継続支援A型 ○就労継続支援B型 ○地域活動支援センター ○小規模作業所	- 27 /事業所
	○児童発達支援 ○放課後等デイサービス	- 15 /事業所
訪問・相談系	○訪問系障がい福祉サービス(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護) ○保育所等訪問支援 ○相談支援事業所	- 10 /事業所

(留意事項)

※1 申請時点において、事業を行っている施設・事業所を対象とし休業中のものを含まない。

・次の施設については、当事業の対象外とする。

社会福祉施設：公立・公的である等事業所及び施設

医療機関等：国又は市町村が運営する医療機関等

・介護保険サービスについては各介護予防サービスを含まない。

※2 「入所系施設①」の定員については、申請時点のものとする。

※3 広域型の特別養護老人ホームと地域密着型の特別養護老人ホームが同一建物内に

同居している場合は、双方の定員を加えた規模で、支援金を支給する。

※4 介護サービスと障がい福祉サービスが重複する事業所は、両サービスで重複して申請することのないよう介護サービス事業所として申請することとする。

提出書類・申し込み方法等

■提出書類

様式第1号 徳島県医療・社会福祉施設等電気料金等高騰対策事業支援金 支給申請書兼請求書
別紙1 高齢者社会福祉施設・社会福祉施設別申請額一覧
別紙2 医療機関等・薬局別申請額一覧
別紙3 障がい福祉施設別申請額一覧
振込先の通帳等の写し(通帳の表面と見開きのページ)
※振込口座は、各申請者本人、又は、各申請法人の名義の口座に限る。
※別紙1～3については、該当サービス種別により、いずれか又は該当のみをご提出ください。

■提出書類の入手方法

専用WEBサイト(<https://tokushima-iryofukushi-ouen2026.hp.peraichi.com>)よりダウンロード可能、又は徳島県医療・社会福祉施設等電気料金等高騰対策事業支援金事務局にて交付。

■申請方法

提出書類一式を「法人単位」でまとめて作成してください。
※複数の施設・事業所等がある場合は、法人内で取りまとめた上で書類の作成をお願いいたします。
本支援金の申請は1事業者あたり、1回限りとします。
申請は書面の郵送、メール、及びオンライン申請にて受付いたします。
※郵送の場合は、配達記録が残る簡易書留等での郵送をお願いします。

【書類の送付先】

送付先:〒770-0847 徳島県徳島市幸町3丁目55番地 自治会館3階
徳島県医療・社会福祉施設等電気料金等高騰対策事業支援金事務局 宛

提出期限

令和8年5月29日(金)迄 ※提出期限を過ぎてからの申請は受付できませんので予めご了承ください。

※郵送の場合は申請受付期間最終日までの消印有効とする。

留意事項

偽り及びその他不正な手段により支援金の支給を受けていたことが判明した場合は、支給決定を取り消し、支援金は全額返還頂きます。

お問合せ・送付先

徳島県医療・社会福祉施設等電気料金等高騰対策事業支援金事務局

〒770-0847

徳島県徳島市幸町3丁目55 自治会館3階

TEL 088-624-5258

Mail iryo_fukushi_ouen2026@bsec.jp

HP <https://tokushima-iryofukushi-ouen2026.hp.peraichi.com>



徳島県医療・社会福祉施設等電気料金等高騰対策事業支援金支給要綱

(目的)

第1条 知事は、原油価格をはじめ、電気料金や食材費等が高騰するなか、県民生活に必要な医療・福祉サービスの提供を行っている医療機関及び社会福祉施設等の運営者（以下「事業者」という。）を支援し、もって県民生活に必要な医療・福祉サービスの提供を維持し、事業継続への負担を軽減するため、予算の範囲内で、事業者に対する支援金（以下「支援金」という。）を支給するものとし、その支給に関しては、この要綱に定めるところによる。

(支援金の支給対象者等)

第2条 支援金を受けることができる者（以下「支給対象者」という。）は、申請時点において徳島県内に所在する病院、診療所（施設内医務室を除く。）、助産所、歯科技工所、施術所及び薬局（以下「医療機関等」という。）並びに社会福祉施設を運営する者のうち、別表に定める者とする。

(支援金の支給)

第3条 本支援金の支給対象とするサービス種別及び支援金の支給額は、別表に規定するとおりとする。

2 本支援金の支給は、1事業者当たり1回限りとする。

(支援金の支給申請)

第4条 支援金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、支給申請書兼請求書（様式第1号）に関係書類を添えて、知事が別に定める日までに知事に提出しなければならない。

(支援金の支給)

第5条 知事は、前条の規定により支給申請がなされたものについて内容を審査し、適当であると認めるものについては支給を決定し、原則として、支給を決定した日から30日以内に支援金の支給を行うものとする。

(不支給要件)

第6条 第2条の規定に該当する者であっても次の各号（以下「不支給要件」という。）のいずれかに該当する者は、支援金の申請を行うことができない。

- (1) 支援金等に係る不正受給を行った者
- (2) 国、県又は市町村等が運営する公的な社会福祉施設の運営者
- (3) 国又は市町村が運営する医療機関等の運営者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、支援金の趣旨及び目的に照らして適当でないと知事が判断する者

(支援金の支給決定の取消等)

第7条 知事は、申請者が偽りその他不正な手段により支援金の支給決定を受けていたことが判明した場合は、支給決定を取り消すものとする。

2 前項の規定により、支給決定が取り消された場合、既に支援金を受給している者は、知事が指定する期日までに、別に指示する方法により支給された支援金の全額を返還しなければならない。

(加算金及び延滞金)

第8条 前条の規定による支援金の返還に係る加算金及び延滞金については、徳島県補助金交付規則（昭和58年徳島県規則第53号）第15条の2の規定を準用する。この場合において、「補助事業者」とあるのは「支援金の支給決定を受けた者」と、「第14条第1項の規定による補助金の交付の決定の取消し」とあるのは「第7条の規定による

支援金の支給決定の取消し」と、「補助金」とあるのは「支援金」と読み替えるものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、支援金の支給に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年12月19日から施行する。

徳島県医療・社会福祉施設等電気料金等高騰対策事業支援金等 支給申請書兼請求書

令和 年 月 日

徳島県知事 殿

標記について、次のとおり支援金の支給を申請します。なお、支給が決定されたときは記載している支援金を請求しますので、受取口座に支援金をお振り込みください。

申請者	フリガナ			
	名称			
	所在地	(郵便番号 -)		
	連絡先	電話番号		E-mail
	代表者の職・氏名	職名		氏名
申請に関する担当者	職名		氏名	

申請内容

※申請内容の詳細については(別紙1)、(別紙2)及び(別紙3)に記載

電気料金等高騰対策支援金申請総括表		事業所・施設数	申請額	
高 齢 者 福 祉 施 設	介護老人福祉施設 (地域密着型介護老人福祉施設を含む。)			
	1 (定員50人未満)	か所	万円	
	2 (定員50人以上100人未満)	か所	万円	
	3 (定員100人以上)	か所	万円	
	介護老人保健施設			
	4 (定員50人未満)	か所	万円	
	5 (定員50人以上100人未満)	か所	万円	
	6 (定員100人以上)	か所	万円	
	介護医療院			
	7 (定員50人未満)	か所	万円	
	8 (定員50人以上100人未満)	か所	万円	
	9 (定員100人以上)	か所	万円	
	軽費老人ホーム			
	10 (定員50人未満)	か所	万円	
	11 (定員50人以上100人未満)	か所	万円	
	12 (定員100人以上)	か所	万円	
	養護老人ホーム			
	13 (定員50人未満)	か所	万円	
	14 (定員50人以上100人未満)	か所	万円	
	15 (定員100人以上)	か所	万円	
	小 計		か所	万円
	入 所 系 施 設 ②	16 認知症対応型共同生活介護事業所	か所	万円
		17 短期入所生活介護事業所 (単独型)	か所	万円
		18 有料老人ホーム	か所	万円
		19 サービス付き高齢者向け住宅	か所	万円
		小 計		か所
	通 所 系	20 通所介護事業所	か所	万円
		21 地域密着型通所介護事業所	か所	万円
		22 療養通所介護事業所	か所	万円
		23 認知症対応型通所介護事業所	か所	万円
		24 通所リハビリテーション事業所	か所	万円
		25 小規模多機能型居宅介護事業所	か所	万円
		26 看護小規模多機能型居宅介護事業所	か所	万円
	小 計		か所	万円
訪 問 系	27 訪問介護事業所	か所	万円	
	28 訪問入浴介護事業所	か所	万円	
	29 訪問看護事業所	か所	万円	
	30 訪問リハビリテーション事業所	か所	万円	
	31 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	か所	万円	
	32 夜間対応型訪問介護事業所	か所	万円	
	33 居宅介護支援事業所	か所	万円	
	34 福祉用具貸与事業所	か所	万円	
合 計		か所	万円	

電気料金等高騰対策支援金申請総括表				事業所・施設数	申請額
		食材料費高騰対策支援金		電気料金等高騰対策支援金	
医療機関等	病院				
	35	(病床50床未満)	か所	万円	か所 万円
	36	(病床50床以上100床未満)	か所	万円	か所 万円
	37	(病床100床以上150床未満)	か所	万円	か所 万円
	38	(病床150床以上200床未満)	か所	万円	か所 万円
	39	(病床200床以上250床未満)	か所	万円	か所 万円
	40	(病床250床以上300床未満)	か所	万円	か所 万円
	41	(病床300床以上)	か所	万円	か所 万円
	小計		か所	万円	か所 万円
	診療所				
	42	有床診療所	か所	万円	か所 万円
	43	無床診療所			か所 万円
	44	歯科診療所			か所 万円
	小計		か所	万円	か所 万円
	45	助産所			か所 万円
	46	歯科技工所			か所 万円
	施術所				
	47	あはき			か所 万円
	48	柔道整復			か所 万円
49	薬局			か所 万円	
合計		か所	万円	か所 万円	
障がい福祉施設	施設入所支援				
	50	(定員50人未満)			か所 万円
	51	(定員50人以上100人未満)			か所 万円
	52	(定員100人以上)			か所 万円
	福祉型障がい児入所施設				
	53	(定員50人未満)			か所 万円
	54	(定員50人以上100人未満)			か所 万円
	55	(定員100人以上)			か所 万円
	小計				か所 万円
	入所系施設②				
	56	短期入所			か所 万円
	57	共同生活援助			か所 万円
	58	宿泊型自立訓練			か所 万円
	小計				か所 万円
	通所系				
	59	生活介護			か所 万円
	60	就労継続支援A型			か所 万円
	61	就労継続支援B型			か所 万円
	62	地域活動支援センター			か所 万円
63	小規模作業所			か所 万円	
64	児童発達支援			か所 万円	
65	放課後等デイサービス			か所 万円	
小計				か所 万円	
訪問・相談系					
66	訪問系障がい福祉サービス			か所 万円	
67	保育所等訪問支援			か所 万円	
68	相談支援事業所			か所 万円	
合計				か所 万円	
誓約事項					
この支援金と同一目的とした、県による他の支援金等を受けていない(※)。					
サービス種別・申請金額等の申請内容に相違ない。					
受取口座情報					
金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください)	(フリガナ) 口座名義	
	支店 コード	普通			

(別紙1) 高齢者福祉施設別申請額一覧

【様式第1号添付資料】

(単位:万円)

No.	事業所・施設名	サービス種別	入所系①の施設は定員を記入	事業所・施設所在地	支援金の額	審査結果(県記入)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35						
36						
37						
38						
39						
40						
41						
42						
43						
44						
45						
46						
47						
48						
49						
50						
	合計					

※様式第1号に記載された社会福祉施設「1介護老人福祉施設(地域密着型介護老人福祉施設を含む。)(定員50人未満)」から「34福祉用具貸与事業所」までの事業所・施設を入力してください。